

<口座振替決済に関する注意事項>

■振替日について

お申込みいただきました募金の口座振替日は毎月27日となります。

振替日当日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とさせていただきます。

■振替開始について

当団体より口座振替開始の通知は致しておりません。振替用紙を事務局にご郵送頂き、1日から20日に手続が完了した場合は翌月より振替、21日から月末の場合は翌々月からの振替となります。

■請求名について

当団体は、決済代行会社を通じて振替をさせていただいております。お客様への通帳の印字には当団体の名前がではなく下記の名前が記載されます。

予めご了承頂きますようお願い申し上げます。

【決済代行会社】

データ・ジャパン株式会社 集金代行事業部

お問合せ先： 03-3748-3911（受付時間：平日10:00～18:00）

■領収書発行について

領収書が必要な方はお申し付け下さい。ご入金を確認でき次第、送付させていただきます。

■金額の設定について

手続き等の都合上、振替額は1,500円以上とさせていただきます。

■寄付の中止や金額の変更について

随時、承っております。事務局までお早めにご連絡ください。受領済みあるいは決済終了している寄付金についてはお返しすることができませんので、予めご了承下さい。

■個人情報保護について

ご入力いただく個人情報は、事前承諾なしに、第三者へ開示されることはございません。個人情報の利用目的については、貴社ホームページの「個人情報の取り扱い方針」をご参照ください。

■免責について

当団体が責によるものを除き、顧客と決済代行とのサービス供与その他の紛議については一切の責任を負わないものとします。

■守秘義務について

当団体は本業務実施に伴い知り得た事項を他に漏らし、またはこれを流用しないものとします。

■守秘義務の例外について

当団体は、政府機関、その他これに準ずる期間により情報を開示が請求され、かつ当団体がこれを妥当と判断した場合、必要な範囲においてこの要求に応えるものとします。

■季刊誌について

当団体からは活動報告を兼ねた季刊誌を送付させていただきます。尚、季刊誌が不要の場合は、申込時にご連絡下さい。

<クレジット決済に関する注意事項>

■お引落日について

お申込みいただきました募金の引落しは、通常のクレジットカード決済と同様に、ご利用のクレジットカード会社様の引落日となります。当団体からお引落しの通知は致しておりません。

■お支払い回数について

一括払いのみとなっております。ボーナス払い、2回払い、分割払い、リボルビング払いはご利用できませんのでご了承ください。

■領収書発行について

領収書が必要な方はお申し付け下さい。ご入金を確認でき次第、送付させていただきます。但し、お申込みをいただいてから入金されるまで約2カ月かかります。10月以降にお申込みいただいた募金の領収書は、翌年の日付で発行される場合がありますこと予めご了承ください。

■請求名について

当団体は、決済代行会社を通じて引落しをさせていただいております。お客様へのご請求明細には当団体の名前がではなく下記の名前が記載されます。予めご了承下さい。

VISA・MASTER「SAM 0570-010-670」

AMEX「AS 0570-010-690」

JCB「GDL 0570-091-752」

※決済銀行のシステムメンテナンス等で一時的に請求名が変わる場合もございますのでご理解の程、宜しくお願い致します。

■金額の設定について

インターネットからクレジットカードを利用して募金いただく場合、手続き等の都合上募金額は1,500円以上とさせていただいております。

■クレジットカードの情報に関して

クレジットカードの情報(カード番号)は、決済代行会社のシステムを通じて管理されており、当団体が保持することはありません。

【決済代行会社】 アナザーレーン株式会社

お問合せ先：03-5909-1484 (受付時間：平日10:00~19:00)

■寄付の中止や金額の変更について

随時、承っております。事務局までお早めにご連絡ください。受領済みあるいは決済終了している寄付金についてはお返しすることができませんので、予めご了承下さい。

■個人情報保護について

ご入力いただく個人情報は、事前承諾なしに、第三者へ開示されることはございません。個人情報の利用目的については、貴社ホームページの「個人情報の取り扱い方針」をご参照下さい。

■免責について

当団体が責によるものを除き、顧客と決済代行とのサービス供与その他の紛議については一切の責任を負わないものとします。

■守秘義務について

当団体は本業務実施に伴い知り得た事項を他に漏らし、またはこれを流用しないものとします。

■守秘義務の例外について

当団体は、政府機関、その他これに準ずる期間により情報を開示が請求され、かつ当団体がこれを妥当と判断した場合、必要な範囲においてこの要求に応えるものとします。